

飯田都市計画 (飯田市決定)

都市計画公園の変更

**令和7年10月
飯田市**

飯田都市計画公園の変更(飯田市決定)

都市計画公園中3・3・2号風越公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・2	風越公園	飯田市小伝馬町1丁目	約1.10ha	区域の変更

「区域は計画図表示のとおり」

理由

飯田警察署等、都市機能の集約化の推進を図るため、公園区域の一部を変更するものである。

変更理由書

<変更の経緯>

風越公園は中心市街地に位置しており、昭和53年6月に市民の慰楽に供する事を目的として都市計画決定され、昭和55年4月に供用を開始した公園である。

令和元年より飯田警察署の建替え及び運転免許センターの併設が検討され始め、令和4年10月、風越公園を一部利用した、現地での飯田警察署の建替え及び運転免許センター併設の方針が長野県警察本部から示された。また、それと同時に、風越公園の区域内に長野県が文化施設として設置している飯田創造館の閉館が公表された（長野県ファシリティマネジメントに基づく取組）。

<再整備方針の検討>

現行の風越公園内には、児童遊戯広場、多目的広場、展示・鑑賞広場、創造館、駐車場といった施設が整備されており、創造館の廃止に伴い、関連する施設（展示・鑑賞広場、来館者用駐車場）は不要となる。

再整備にあたっては、近隣公園として現状の児童遊戯広場、多目的広場等の各種機能を維持していく。また、緑地を十分に確保するとともに緑化駐車場や雨水浸透性舗装の園路にするなど、ストック効果が高まるよう、グリーンインフラの推進も図ることとする。

上記のとおり、現公園機能が維持されるよう再整備をすることで、現在有している機能が損なわれることではなく、また、都市公園の全市的な量的整備水準においても、目標値である市民1人当たりの敷地面積15m²以上かつ市街地における市民1人当たりの敷地面積5m²以上を確保できることから、当公園の面積を減ずることによる影響はない判断した。

それらを踏まえ、飯田市と長野県警察本部の協議の結果、風越公園の一部を運転免許センターの敷地として利用する方針を決定した。

<都市公園法 第16条(都市公園の保存規定)について>

飯田市土地利用基本方針では、都市機能を適正に配置したコンパクトな都市づくりを推進することとしており、住みやすいまちづくりを目指して、効率的に機能集約されたコンパクトシティの形成を図ることを基本方針としている。

飯田市版立地適正化計画においても高次都市施設（主要な行政施設・行政機能）については、まちなかの暮らしやすさを向上させ、まちの活力を維持する観点、及び郊外への新規立地、移転を抑制するため、中心拠点（都市機能集積区域）における高次都市施設の維持、立地誘導を図ることとしている。

また、南信州地域として、かねてより運転免許センター設置の要望があり、地元からも、飯田警察署の現地建替え及び運転免許センターの併設に関する要望をいただいている。

上位計画及び地域ニーズを踏まえ、警察署及び運転免許センターの郊外への移転を防ぎ、また中心拠点への行政施設の集約化を図るためにも、警察署及び運転免許センターとして風越公園の一部を利用することは、公園の機能を著しく阻害することなく、都市公園法第16条第1項における「公益上特別の必要がある場合」と解釈できるため、都市計画公園の変更を行うものである。

新旧対照表

(旧)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・2	風越公園	飯田市小伝馬町1丁目	約1.80ha	

(新)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・2	風越公園	飯田市小伝馬町1丁目	約1.10ha	区域の変更

都市計画の策定の経緯の概要

飯田都市計画公園の変更（飯田市決定）

3・3・2号 風越公園

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和 7年 2月 13日 (木) 令和 7年 2月 18日 (火) 令和 7年 2月 25日 (火)	橋北地区 (26名出席) 上郷地区 (16名出席) 東野地区 (4名出席)
長野県知事事前協議	令和 7年 3月 25日 (火)	
長野県知事事前協議回答	令和 7年 5月 12日 (月)	
市民意見募集 (パブリックコメント)	令和 7年 7月 1日 (火) ~ 令和 7年 7月 31日 (木)	市広報7月号掲載 (7月1日 配布開始)
公聴会開催の公告	令和 7年 8月 6日 (水)	
素案の閲覧	令和 7年 8月 7日 (木) 令和 7年 8月 29日 (金)	市広報8月号掲載 (7月29日 配布開始)
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	令和 7年 9月 7日 (日)	公述の申出がなかったため中止
地域協議会	令和 7年 8月 26日 (火) 令和 7年 9月 2日 (火) 令和 7年 9月 4日 (木)	橋北地区 上郷地区 東野地区
計画案の縦覧公告 (都市計画法第17条第1項)	令和 7年 9月 12日 (金)	市広報9月号掲載 (8月26日 配布開始)
計画案の縦覧 (都市計画法第17条第1項)	令和 7年 9月 16日 (火) ~ 令和 7年 9月 29日 (月)	意見書提出なし
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和 7年 9月 17日 (水)	
長野県知事協議回答	令和 7年 10月 1日 (水)	
飯田市都市計画審議会 (都市計画法第19条第1項)	令和 7年 10月 15日 (水)	
都市計画決定告示 (都市計画法第20条第1項)	令和 7年 10月 27日 (月)	

都市計画公園の経緯の概要

(3・3・2号 風越公園)

昭和 53年 6月 29日 都市計画決定 (長野県告示第312号)

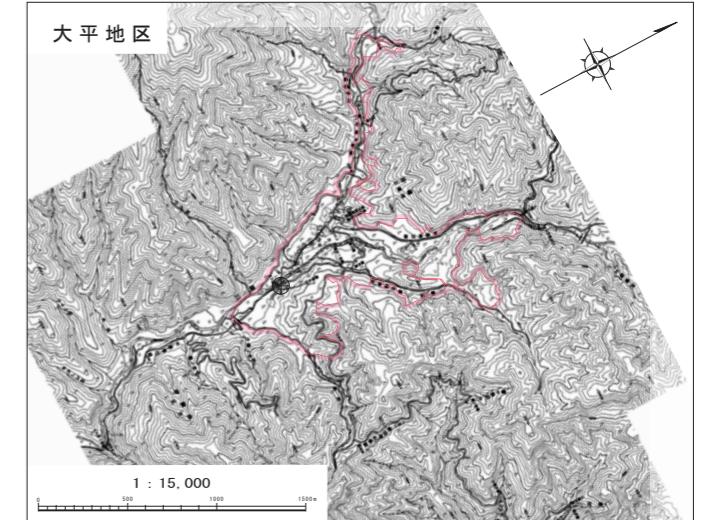
令和 7年 10月 27日 今回の都市計画変更

総括図（飯田市決定）

飯田都市計画公園の変更 総括図

3 · 3 · 2 号 風越公園

大平地区



3 · 3 · 2 号 風越公園

变更前 1.8ha

変更後 1.1ha

(注) 1. 本図は、令和5年2月実施における緑色細胞都市指標の評価を示したもので、その後に都市計画が変更されたことがあります。

2. 本図に記載されている、やや赤い色の都市計画面積は、現状では実施していません。

このため、都市計画面積については、市下に問い合わせなから、最新の都市計画図を確認していただくこと。

緑色細胞都市 対応地域地図付録 1B 0258 4381

凡	例
■	変更後区域
■	廃止区域

凡 例		形態規制
都 市 計 画 区 域	第一種低層住居専用地域	(+) (○)
準 都 市 計 画 区 域	第一種中高層住居専用地域	(+) (○)
地 区 計 画	第一 種 住 居 地 域	(+) (○)
高利用地地区、市街地再開発地区	第二 種 住 居 地 域	(+) (○)
市 町 村 界	準 住 居 地 域	(+) (○)
都 市 計 画 道 路	近 隣 商 業 地 域	(+) (○)
公 园 地、広 場	商 業 地 域	(+) (○)
準 火 地 域	準 工 莱 地 域	(+) (○)
建築基準法第22条区域	工 業 地 域	(+) (○)
区 域 整 理 区 域	工 事 専 用 地	(+) (○)
公共下水道事業区域	用 途 地 域 外	(+) (○)
そ の 他 の 都 市 施 設		
都 市 計 画 河 川		
D. I. D.(S. 45)	特 定 用 途 制 限 地 域	(+) (○)
D. I. D(H. 27)	特 定 用 途 制 限 地 域 (既存施設の位置)	(+) (○)
	特 定 用 途 制 限 地 域 (既存施設の位置)	(+) (○)
	特 别 用 途 地 区	(+) (○)

11 of 11 pages | Page 11 of 11 pages

都市計画 公園		面積 (ha)	計画決定 年月日	最終変更 年月日
番号	名称			

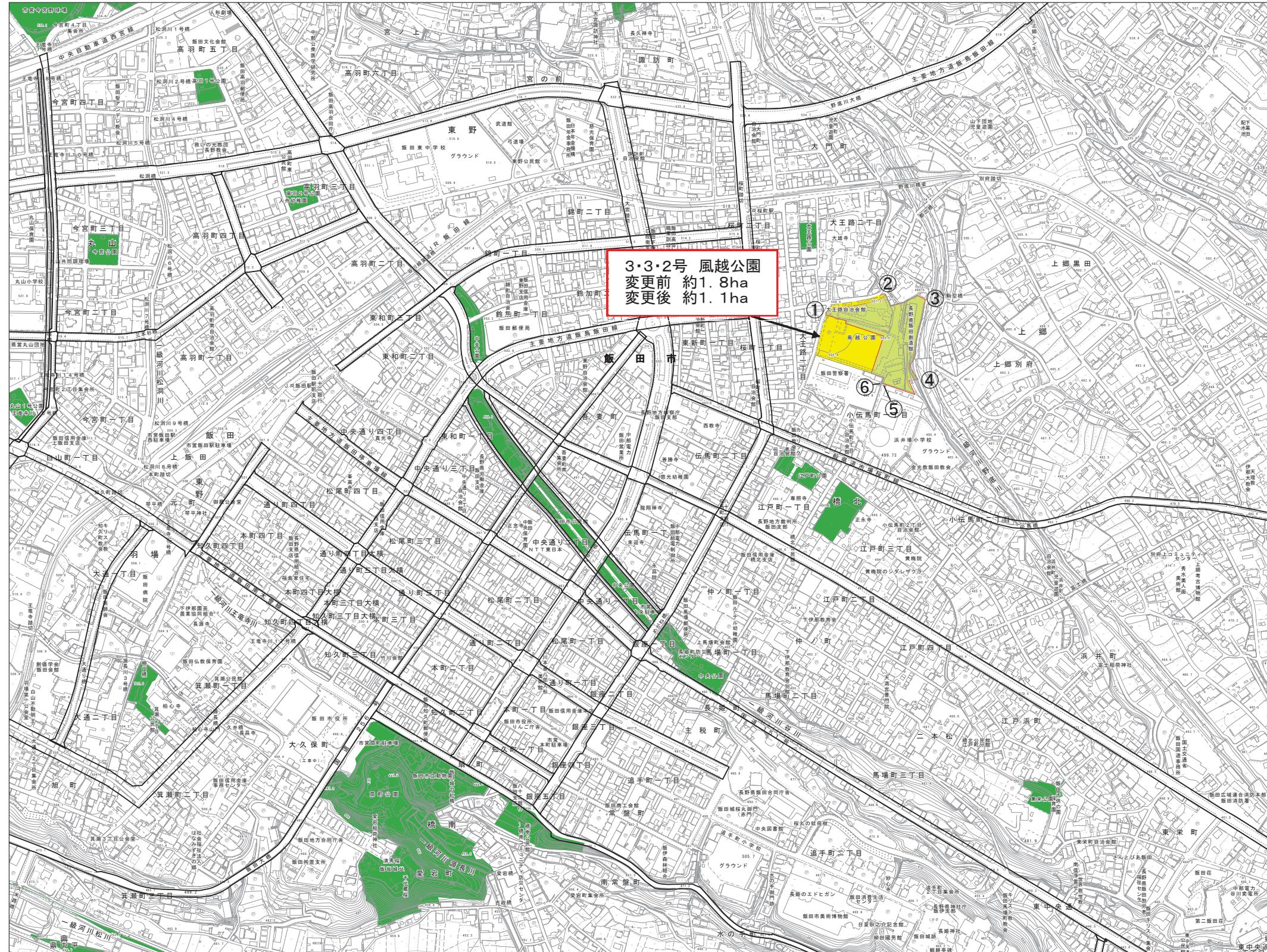
都市計畫 緑地									
番号	名 称	面積	計画	決 定	施 工	竣 工	実 現	整備	予 実
1	北 沢 林 地	2.7	154.2	154.2	總面積 100ha				
都市計畫 広場									
番号	名 称	面積	計画	決 定	施 工	竣 工	実 現	整備	予 実
	二丁目北側の交差点	2.3	8.10.	10.2	新規開設	72ha			
都市計畫 駐車場									
番号	名 称	面積	計画	決 定	施 工	竣 工	実 現	整備	予 実
1	新幹線北側駐車場	17.4	144.4	144.4	新規開設	30.0	11.1.7	告示書	
2	新幹線 北 停留場	17.4	144.10	144.10	新規開設	66.4			
3	二丁目北側の新規	1.6	14.4	14.4	新規開設	12.0	2.2.26	告示書	

A detailed map of the Kurokura Village area, showing various roads, settlements, and geographical features. A green polygon highlights a specific study area in the southern part of the village. A scale bar indicates a distance of 1.50 km.

計画図 (飯田市決定)

飯田都市計画公園の変更
(飯田市決定) 計画図
3・3・2号 風越公園

縮尺 1:2,500



74-1	74-2	75-1
74-3	74-4	75-3
84-1	84-2	85-1

境界

- ①～② 道路界
- ②～③ 地番界
- ③～④ 河川区域界
- ④～⑤ 地番界
- ⑤～⑥ 直線
- ⑥～① 地番界

凡例

変更後区域
廃止区域
都市計画公園
都市計画道路

1:2,500
0 250 500 1,000 メートル